

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	京都福田
事件番号	京都地労委 昭和59年(不)第11号-1
申立人	京都福田労働組合
被申立人	株式会社 京都福田
命令年月日	昭和60年 9月13日
命令区分	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)
重要度	
事件概要	会社が組合結成に中心的な役割を果たした委員長X1及び執行委員X2に対し、企画管理部主任職の解任及び経理課主任補佐役の解任を伴う総務課への配置転換を行ったことが争われた事件で、委員長X1に対する主任職の解任、執行委員X2に対する主任補佐職の解任を伴う配置転換の措置をいずれも取り消し、両名を原職に復帰させるとともに、その間の同人らが受けるべき役職手当相当額(年5分加算)を支払うこと及びポスト・ノーティスを命じた。
命令主文	1 被申立人は、昭和59年9月1日付けで行われた人事異動のうち、X1に対する主任職の解任、X2に対する主任補佐職の解任を伴う配置転換の措置をいずれも取り消し、両名を原職に復帰させるとともに、当該異動日から原職復帰に至るまでの間、同人らが受けるべきは役職手当相当額及びこれに年率5分を乗じて得た金員を支払わなければならない。 2 被申立人は、下記内容の文書を申立人に提出するとともに、縦1メートル、横1.5メートルの模造紙に墨書し、被申立人会社本社正面入口付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。 記 株式会社京都福田が、京都福田労働組合の執行委員長X1について企画管理部主任の職を解任したこと、執行委員X2について経理課主任補佐の職を解任し総務課への配置転換を行ったことは、いずれも同人らに対する不利益取扱であるとともに、京都福田労働組合の運営に対する支配介入ともなる不当労働行為であることを認め、今後かかる行為はいたしません。 以上、京都府地方労働委員会の命令により誓約します。 昭和 年 月 日 京都福田労働組合 執行委員長 X1 殿 株式会社 京都福田 代表取締役 Y1
判定の要旨	1300 転勤・配転 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 会社が労働組合を結成した組合執行委員長X1及び執行委員X2に対し、X1が企画管理部主任職にあり、X2が経理課主任補佐職の地位にあることは組合役員たる立場と両立し得ないとして、それぞれの地位を解任して降格配転を行ったことが同人らに対する不利益取扱であり、支配介入であるとされた例。 4406 バックペイに利子・付加金を付したもの 本件の救済措置としては、でき得る限り、不当労働行為がなかったと同様の状態を回復させるという制度の趣旨に照らし、現時点において救済するためには、役職手当相当額に年率5分を乗じて得た程度の金員を付加して支払うことを命ずることは、労働委員会の裁量の範囲内にある、とされた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集78集263頁
評釈等情報	

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
京都地労委 昭和59年(不)第11号-2 ／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和61年 3月 6日 決定

中労委 昭和60年(不再)第47号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
中労委 昭和61年(不再)第24号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
東京地裁 昭和63年(行ク)第17号	全部認容	平成 2年 9月28日 決定
東京地裁 昭和63年(行ウ)第3号	請求の棄却	平成 2年 9月28日 判決
東京高裁 平成 2年(行コ)第150号	控訴の棄却	平成 3年 5月23日 判決
最高裁 平成 3年(行ツ)第170号	上告の棄却	平成 4年 3月 3日 判決

【全文情報】

この事件の全文情報は約249KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	京都府
事件番号	京都地労委 昭和59年(不)第11号-2 京都地労委 昭和60年(不)第6号
申立人	京都府労働組合
被申立人	株式会社 京都府
命令年月日	昭和61年 3月 6日
命令区分	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)
重要度	
事件概要	会社が、組合書記長の職にある主任X1を、その地位と職務が組合員たる立場と両立しえないとして降格・配転したこと、配転先における「応援」命令拒否を理由に解雇したことが争われた事件で、降格を伴う配転及び解雇がなかったと同様の状態を回復、主任としての通常の業務への就労、バック・ペイ(年5分加算)、誓約文の掲示及び社内報への掲載を命じた。
命令主文	1 被申立人は、X1に対して、次の措置を含め、昭和59年9月1日付の主任からの降格を伴う配置転換と、昭和60年3月8日付の解雇がなかったと同様の状態を回復させなければならない。 (1)営業三課主任に復帰させ、主任としての通常の業務に就かせること。 (2)昭和59年9月1日から(1)の措置がとられるまでの間、同人が受けるべきは、 諸給与相当額及びこれに年率5分を乗じて得た金員を支払うこと。 2 被申立人は、下記内容の文書を申立人に提出するとともに、直近に発行される社内報に掲載し、さらに縦1m×横1.5mの模造紙に墨書し、被申立人会社本社正面入口付近の従業員の 見やすい場所に10日間掲示しなければならない。 記 株式会社京都府が、京都府労働組合の副執行委員長兼書記長X1について、営業部営業二課主任の職を解任し営業一課へ配置転換したこと及びタイヤ修理工場への配置転換命令を拒否したことを理由とした解雇は、いずれも同人に対する不利益取扱であるとともに、京都府労働組合の運営に対する支配介入ともなる不当労働行為であることを認め、今後はかかる行為はいたしません。 以上、京都府地方労働委員会の命令により誓約します。 昭和 年 月 日 京都府労働組合 執行委員長 X2 殿 株式会社京都府 代表取締役 Y1
判定の要旨	1102 業務命令違反 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 営業一課からタイヤ修理工場への応援命令を拒否したことを理由に、組合書記長X1を解雇したことが不当労働行為とされた例。 1300 転勤・配転 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 営業二課主任の地位と職務は組合役員の立場と両立しないとして、組合書記長X1を主任を解任のうえ営業一課へ配転したことが、不当労働行為とされた例。 4403 解雇後の事情と原職復帰 主任解任を伴う配転及び解雇に対する救済として職場復帰を命ずるにあたり、組織変更が行われたことを考慮しもと担当していた主たる業務を引き継いで新たに設置された部署への復帰を命じた。 4404 復帰後の労働条件等 主任解任を伴う配転及び解雇に対する救済として主任復帰を命ずるにあたり、主任としての通常の業務に就かせることを付加して命じた。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集79集378頁
評釈等情報	

労働委員会命令データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[命令一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	京都福田
事件番号	中労委 昭和60年(不再)第47号 中労委 昭和61年(不再)第24号
再審査申立人	株式会社 京都福田
再審査被申立人	京都福田労働組合
命令年月日	昭和62年11月 4日
命令区分	一部変更(初審命令を一部取消し)
重要度	
事件概要	会社が、組合結成に中心的な執行委員長X1及び執行委員X2に対し、それぞれ主任職の解任及び主任補佐職の解任を伴う配転を行ったこと、書記長X3に対し、主任職の解任を伴う配転及び配転先での「応援」命令拒否を理由に解雇したことが争われた事件で、X1及びX2両名に対する措置の取消し、原職復帰、役職手当相当額(年5分加算)の支払い及び文書揭示を、またX3に対しては、降格を伴う配転及び解雇がなかったと同様の状態を回復させること、及び文書揭示、社内報への掲載を命じた初審命令について、その後退職したX2のバックペイは退職日までの分とすること、文書の手交及び揭示は、両事件を通じて一つの文書揭示とすることの主文を一部変更したほかは、会社のその余の再審査申立てを棄却した。
命令主文	主 文 I 中労委昭和60年(不再)第47号事件に係る初審命令主文第1項を、次のとおり変更する。 1. 株式会社京都福田は、昭和59年9月1日付けX1に対する主任職の解任及びX2に対する主任補佐職の解任を伴う配置転換の措置がいずれもなかったものとして取り扱い、X1を原職に復帰させ、X1については当該異動日から原職復帰に至るまでの間、X2については当該異動日から昭和61年2月25日までの間、同人が受けるはずであった役職手当相当額及びこれに年率5分を乗じた額の金員をそれぞれ支払わなければならない。 II 中労委昭和60年(不再)第47号事件及び中労委昭和61年(不再)第24号事件に係る各初審命令主文第2項を、次のとおり変更する。 2. 株式会社京都福田は、下記内容の文書を京都福田労働組合に交付するとともに、縦1メートル、横 1.5メートルの模造紙に明瞭に墨書して、本社の正面入口付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。 記 昭和 年 月 日 京都福田労働組合 執行委員長 X1 殿 株式会社 京都福田 代表取締役 Y1 当社が行った次の行為は、中央労働委員会において不当労働行為であると認められました。今後このような行為をくり返さないようにいたします。 (1)昭和59年9月1日付けで、京都福田労働組合の執行委員長X1に対して企画管理部主任の職を解任したこと、副執行委員長兼書記長X3に対して営業部営業第二課主任の職を解任し営業一課へ配置転換したこと、及び執行委員X2に対して経理課主任補佐の職を解任し総務課へ配置転換したこと。 (2)副執行委員長兼書記長X3がタイヤ修理工場への配置転換を拒否したことを理由として、昭和60年3月8日付けで同人を解雇したこと。 III その余の本件再審査申立てを棄却する。
判定の要旨	1102 業務命令違反 書記長X3に対してタイヤ修理工場への応援を命じ、これを拒否したことを理由に同人を解雇したことが不当労働行為であるとされた例。 1300 転勤・配転 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 営業部営業二課主任と書記長との地位と職務内容とは両立しないとして書記長X3を主任職から解任し、配転したことが不当労働行為であるとされた例。 1300 転勤・配転 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 経理課主任補佐であるX2は、会社の経理全般に係わる業務に従事し、その地位と職務内容は組合役員たる立場と両立し得ないとして、同人を主任補佐職から解任し、配転したことが不当労働行為であるとされた例。

	1302 就業上の差別 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 書記長X3に対してタイヤ修理工場への応援を命じたことが、組合の中心的活動家を本社から排除し、多数の従業員との接触を妨害しようとした不当労働行為であるとされた例。 1400 制裁処分 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 企画管理部門主任と組合執行委員長との地位と職務内容とは両立しないとして委員長X1を主任職から解任したことが不当労働行為であるとされた例。 4407 バックペイの支払い方法 4421 文書掲示等を命じた例 本件主任補佐職解任を伴う配転措置の救済として、同人が既に退職していることから、当該異動日から退職日までの間のバックペイ及び文書手交及び掲示を命じた例。 4614 文書手交のみを命じた例 各初審命令が誓約書の手交及び掲示を各別に命じているが、本件内容等に照らして各別に命ずる必要がないと判断し、両事件を通じて主文のとおりまとめて命じた例。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	不当労働行為事件命令集82集596頁
評釈等情報	中央労働時報 1988年3月10日 775号 16頁

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号／行訴番号	命令区分／判決区分	命令年月日／判決年月日
京都地労委 昭和59年(不)第11号-1	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和60年 9月13日 決定
京都地労委 昭和59年(不)第11号-2 ／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和61年 3月 6日 決定
東京地裁 昭和63年(行ク)第17号	全部認容	平成 2年 9月28日 決定
東京地裁 昭和63年(行ウ)第3号	請求の棄却	平成 2年 9月28日 判決
東京高裁 平成 2年(行コ)第150号	控訴の棄却	平成 3年 5月23日 判決
最高裁 平成 3年(行ツ)第170号	上告の棄却	平成 4年 3月 3日 判決

[全文情報]

この事件の全文情報は約69KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	京都府
事件番号	東京地裁昭和63年(行ク)第17号
申立人	中央労働委員会
被申立人	株式会社 京都府
申立人参加人	京都府労働組合
判決年月日	平成 2年 9月28日
判決区分	全部認容
重要度	
事件概要	本件は、会社が(1)執行委員長X1に対して、企画管理部主任を解任したこと、(2)副執行委員長兼書記長X2に対して、営業部営業2課主任職を解任し、同営業1課へ配置転換したこと及びタイヤ修理工場への応援命令を拒否したことを理由として同人を解雇したこと、(3)執行委員X3に対して、総務部経理課主任補佐職を解任し、同部総務課へ配置転換したことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件で、初審京都地労委の全部救済命令に対して、会社から再審査の申立てがなされ、中労委は、初審命令を一部変更し、その余の申立てを棄却したところ、これを不服として会社は行政訴訟を提起し、中労委は緊急命令の申立てを行ったところ、東京地裁は、X1らの原職復帰及びバックペイを命ずるとの緊急命令を決定した。
判決主文	1 被申立人を原告、申立人を被告とする昭和63年(行ウ)第17号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、被申立人に対し、別紙のとおり命ずる。 2 申立費用及び参加によって生じた費用は被申立人の負担とする。 別紙 1 被申立人は、昭和59年9月1日付けX1に対する主任職の解任及びX3に対する主任補佐職の解任を伴う配置転換の措置がいずれもなかったものとして取り扱い、X1を現職に復帰させ、X1については当該異動日から現職復帰に至るまでの間、X3については当該異動日から昭和61年2月25日まで
判決の要旨	7315 全部認容された例 配転等のなかったものとしての取扱い、役職手当相当額の支払い命令の緊急命令の決定を求める旨の申立てについて、これを理由あるものと認める。
業種・規模	卸売業、小売業、飲食店
掲載文献	労働委員会関係裁判例集25集740頁
評釈等情報	判例時報 1371号 140頁 ジュリスト 香川孝三 985号 133頁 判例タイムズ 原田保孝 790号 322頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
京都地労委昭和59年(不)第11号-1	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和60年 9月13日 決定
京都地労委昭和59年(不)第11号-2 ／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和61年 3月 6日 決定
中労委昭和60年(不再)第47号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
中労委昭和61年(不再)第24号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
東京地裁昭和63年(行ウ)第3号	請求の棄却	平成 2年 9月28日 判決
東京高裁平成 2年(行コ)第150号	控訴の棄却	平成 3年 5月23日 判決
最高裁平成 3年(行ツ)第170号	上告の棄却	平成 4年 3月 3日 判決

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顛末情報]

概要情報

事件名	京都福田
事件番号	東京地裁昭和63年(行ウ)第3号
原告	株式会社 京都福田
被告	中央労働委員会
被告参加人	京都福田労働組合
判決年月日	平成 2年 9月28日
判決区分	請求の棄却
重要度	
事件概要	本件は、会社が、(1)執行委員長X1に対して、企画管理部主任を解任したこと、(2)副執行委員長兼書記長X2に対して、営業部営業二課主任職を解任し、同営業一課へ配置転換したこと及びタイヤ処理工場への応援命令を拒否したことを理由として同人を解雇したこと、(3)執行委員X3に対して、総務部経理課主任補佐職を解任し、同部総務課へ配置転換したことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件で、初審京都地労委は、これらの行為がそれぞれ不当労働行為であるとして、(1)執行委員長X1ら3名の原職復帰及びバックペイ、(2)ポスト・ノーティスを命じ、中労委は、その後の事情変更に伴い、初審命令を一部変更し、その余の申立てを棄却したところ、これを不服として会社が東京地裁に訴えを提起したもので、同地裁は、会社の請求を棄却した。
判決主文	1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用(参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。
判決の要旨	1200 降格・不昇格 本件3名の職務と組合員の立場とが両立しなかったとはいえ、会社は組合の結成に不快感を抱き、これを嫌悪していたのであるから、本件人事異動は、組合役員としての活動を嫌悪してなされた不利益扱いであるとともに支配介入に当たる。 1300 転勤・配転 1603 組合活動上の不利益 3010 労組法7条1号(不利益取扱い、黄犬契約)と競合 X2らへの人事異動が不当労働行為であり、本件応援の必要性があり、人選が合理的とはいえないことからすると、X2に対する応援命令は、労働組合活動上不利益を与えることを意図した支配介入である。 1102 業務命令違反 X2に対する応援命令は、労働組合活動上不利益を与えることを意図した支配介入であり、これを拒否したことを理由に同人を解雇したことも不当労働行為に当たる。 4301 労組法7条3号(支配介入、経費援助)の場合 労働組合の求める救済内容が組合員個人の雇用関係上の権利利益の回復の形をとる場合には、その組合員がその権利利益を放棄する旨の意思を積極的に表示すれば、組合はこれを求めない。 4301 労組法7条3号(支配介入、経費援助)の場合 組合は、組合員が組合員個人の雇用関係上の権利利益を放棄する旨の意思を積極的に表示すれば、そのような内容の救済を求めないが、本件ではその証拠はなく、本件退職組合員に対する役職手当相当額の支払いを命じたことに違法はない。
業種・規模	卸売業、小売業、飲食店
掲載文献	労働委員会関係裁判例集25集524頁
評釈等情報	判例時報 1371号 140頁 労働判例 570号 14頁 中央労働時報 821号 40頁 判例タイムズ 原田保孝 790号 322頁

[先頭に戻る]

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
-----------	-----------	-------------

労働委員会関係裁判例データベース

[\[判例一覧に戻る\]](#) [\[顛末情報\]](#)

概要情報

事件名	京都府
事件番号	東京高裁平成 2年(行コ)第150号
控訴人	株式会社 京都府
被控訴人	中央労働委員会
被控訴人参加人	京都府労働組合
判決年月日	平成 3年 5月23日
判決区分	控訴の棄却
重要度	
事件概要	本件は、会社が、(1)執行委員長X1に対して、企画管理部主任を解任したこと、(2)副執行委員長兼書記長X2に対して、営業部二課主任を解任し、同部営業一課へ配置転換したこと及びタイヤ修理工場への応援命令を拒否したことを理由として同人を解雇したこと、(3)執行委員X3に対して、総務部経理課主任補佐職を解任し、同部総務課へ配置転換したことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件で、初審京都地労委は、これらの行為がそれぞれ不当労働行為であるとして、(1)執行委員長X1ら3名の原職復帰及びバック・ペイ、(2)ポスト・ノーティスを命じ、中労委はその後の事情変更に伴い初審命令を一部変更した他は会社の再審査申立てを棄却し、会社はこれを不服とし東京地裁に訴えを提起したが棄却されたため、更に東京高裁に控訴したところ、同高裁は会社の控訴を棄却した。
判決主文	本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。
判決の要旨	1200 降格・不昇格 1300 転勤・配転 組合委員長X1ら3名の地位が企画管理部主任等であっても、その職務内容は組合員としての地位と抵触するものとは認めがたいから、主任等から解任したことは不当労働行為である。 1102 業務命令違反 組合書記長X2に対するタイヤ修理工場への配転は、1か月と期間を区切ったつなぎ要員であったとしても、その業務上の必要性及び人選の合理性が認められないから、配転拒否を理由に解雇したことは不当労働行為である。 4301 労組法7条3号(支配介入、経費援助)の場合 本件再審査の審理中に会社を退職したX3の役職手当相当額等の請求につき、X3が救済命令により是認されるべき役職手当相当額等の権利利益を放棄したものと認められず、同人に対して支払いを命じた労委命令には違法はない。
業種・規模	卸売業、小売業、飲食店
掲載文献	労働委員会関係裁判例集26集261頁
評釈等情報	労働判例 594号 114頁 中央労働時報 831号 51頁

[\[先頭に戻る\]](#)

顛末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
京都地労委昭和59年(不)第11号-1	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和60年 9月13日 決定
京都地労委昭和59年(不)第11号-2 ／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和61年 3月 6日 決定
中労委昭和60年(不再)第47号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
中労委昭和61年(不再)第24号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
東京地裁昭和63年(行ク)第17号	全部認容	平成 2年 9月28日 決定
東京地裁昭和63年(行ウ)第3号	請求の棄却	平成 2年 9月28日 判決
最高裁平成 3年(行ツ)第170号	上告の棄却	平成 4年 3月 3日 判決

労働委員会関係裁判例データベース

[判例一覧に戻る] [顚末情報]

概要情報

事件名	京都福田
事件番号	最高裁平成 3年(行ツ)第170号
上告人	株式会社 京都福田
被上告人	中央労働委員会
被上告人参加人	京都福田労働組合
判決年月日	平成 4年 3月 3日
判決区分	上告の棄却
重要度	
事件概要	本件は、会社が、(1)組合執行委員長X1に対して、企画管理部主任職を解任したこと、(2)副執行委員長兼書記長X2に対して、営業部営業二課主任職を解任し同営業部一課に配置転換したこと及びX1がタイヤ修理工場への応援命令を拒否したことを理由として同人を解雇したこと、(3)執行委員X3に対して、総務部経理課主任補佐職を解任し同部総務課へ配置転換したことが不当労働行為であるとして申立てがあった事件で、初審京都地労委は、これらの行為がいずれも不当労働行為であるとして、(1)執行委員長X1ら3名の原職復帰及びバックペイ、(2)ポスト・ノーティスを命じ、中労委はその後の事情変更に伴い初審命令を一部変更する命令を発した。会社はこれを不服として東京地裁に訴えを提起したが棄却され、さらに控訴したところ再び棄却されたため、最高裁に上告したが、最高裁は、会社の上告を棄却するとの判決を言い渡した。
判決主文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
判決の要旨	1200 降格・不昇格 1300 転勤・配転 X1他2名の組合役員に対する主任職の解任、又はこれに伴う配転は、同人らが組合を結成し組合役員として活動していることを嫌悪してなされた不利益取扱いであるとした原判決に違法はない。 1102 業務命令違反 組合役員X1の応援命令拒否を理由とする解雇が不当労働行為に該当するとした原判決に違法はない。 4102 承認・合意 4413 給与上の不利益の場合 5124 その他の審査手続 再審査申立後に退職した組合役員X3に対する役職手当相当額(年5分加算)の支払いを命じた中労委命令につき、X3は退職時に右利益を積極的に放棄したものと認めることは出来ないとして、会社の主張を斥けた原判決に違法はない。
業種・規模	窯業・土石製品製造業
掲載文献	労働委員会関係裁判例集27集88頁
評釈等情報	労働判例 615号 15頁 中央労働時報 853号 43頁

[先頭に戻る]

顚末情報

行訴番号／事件番号	判決区分／命令区分	判決年月日／命令年月日
京都地労委昭和59年(不)第11号-1	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和60年 9月13日 決定
京都地労委昭和59年(不)第11号-2 ／他	全部救済(命令主文に棄却又は却下部分を含まない)	昭和61年 3月 6日 決定
中労委昭和60年(不再)第47号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
中労委昭和61年(不再)第24号／他	一部変更(初審命令を一部取消し)	昭和62年11月 4日 決定
東京地裁昭和63年(行ク)第17号	全部認容	平成 2年 9月28日 決定
東京地裁昭和63年(行ウ)第3号	請求の棄却	平成 2年 9月28日 判決
東京高裁平成 2年(行コ)第150号	控訴の棄却	平成 3年 5月23日 判決